（参考）

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

（指定の取消し等）

第 21 条の５の二十四　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第 21 条の５の三第１項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　～　七　　（略）

八　指定障害児通所支援事業者又は当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者が、第 21 条の５の二十二　第１項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

九　～　十三　　（略）